

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明様

追加賠償の請求に必要な戸籍謄本や印鑑
登録証明書等の交付事務等に関する要求書

令和5年8月25日

福島県南相馬市長 門馬和夫

国の原子力損害賠償紛争委員会が令和4年12月に9年振りに福島第一原子力発電所事故の賠償基準「中間指針」を改定したことを受け、東京電力ホールディングス(株)から、追加賠償に係る請求のうち、相双地区等の約5万件の請求書が7月18日から送付されています。

追加賠償の請求にあたっては、戸籍謄本や印鑑登録証明書等が必要となる場合があり、7月下旬以降、本市の証明書の受付・交付の窓口において、本来は東京電力ホールディングス(株)で説明されるべき制度に対する質問への対応や、「どなたの・なに」が必要なのかの聴き取り及び証明書を申請できる立場である方なのかの確認等、1件1件の申請書の記載支援に時間を割かれることから窓口が恒常的に混雑し、対応する職員も苦慮している状況におかれています。

特に、8月14日(月)はお盆休み期間中ということもあり、休みを利用して申請に来られた方々で予想外に混雑し、証明書の交付までの待ち時間にあたっては、通常は20分程度のところが90分を越える状況となったことから、午後からは1時間おきに混雑の状況を市の防

災メールで周知しました。

なお、聞くところによりますと、南相馬市民を対象とした1万4千件を越える請求書の送付が今後開始されることから、混雑は断続的に継続し、混雑の増加を想像すると不安をぬぐい切れません。

また、市では、窓口のDXの推進による市民サービスの向上を目指し「書かない窓口」を令和6年2月の開始を予定していますが、継続及び増加する窓口の混雑は、事業開始に甚大な影響を及ぼす懸念があることから、追加賠償の請求に必要な戸籍謄本や印鑑登録証明書等の交付事務等に関して、以下のことを強く求めます。

- 1 東京電力は被災者の有する原子力損害による賠償請求権の債務者として、住民基本台帳法第12条の3第1項第1号及び戸籍法第10条の2第1項第1号に基づき、住民票や戸籍謄本等を取得できることから、被災者の状況を考慮したうえで、追加賠償に新たに申請する死亡した者の戸籍謄本や代表で申請を行う者の印鑑登録証明書等の第三者による交付請求を積極的に活用すること。

- 2 先の賠償請求において提出している書類は、追加賠償の申請においては不用である場合があることが説明書には記載されているが、以前提出していると思われる証明書を申請される方がいる状況にもあることから、不用な戸籍謄本等を申請しないよう請求者等に対する周知を工夫すること。
- 3 先の賠償請求において提出している書類に印鑑登録証明書が含まれる場合において、印鑑登録証明書の提出を省略できるよう検討すること。
- 4 戸籍謄本等の申請支援をする市の負担軽減のため、申請者へ追加賠償の対象となる方の説明や申請できる人などの制度の説明や、戸籍謄本や印鑑登録証明書等が必要となる人の特定及び申請書の記載支援等のため、市の窓口には社員を派遣すること。